

◎新潟県告示第889号

計量法（平成4年法律第51号）第19条1項の規定により実施する魚沼市の特定計量器定期検査の検査場所（令和2年7月新潟県告示第772号）の一部を次のとおり変更する。

令和2年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

検査日時		変更前	変更後
8月17日（月）	午前10時から正午まで	広神コミュニティセンター	須原第一体育館
8月18日（火）	午後1時から3時30分まで	須原第一体育館	広神コミュニティセンター